

元建第 421 号
令和元年 6 月 13 日

(公社) 愛媛県建築士会会長 様
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長 様
(一社) 愛媛県中小建築業協会会長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長
(公 印 省 略)

長期優良住宅の認定申請に係る注意事項について (依頼)

平素より、本県の建築・住宅行政に協力をいただきありがとうございます。

さて、長期優良住宅の認定に係る申請の時期については、着工前とされているところですが、その再周知及び適正な認定申請手続きのため、今般、別添チラシ等を作成しました。

つきましては、貴会所属会員への別添チラシ等の周知・配布について、ご対応よろしくお願いたします。(当面、県所管地域については、別添「申請前に着工していない旨の誓約書」の提出を求めることとしています。)

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課 住宅企画係
担当：青木、浅野
TEL：089-912-2760

(参考様式)

年 月 日

愛媛県知事 様

申請前に着工していない旨の誓約書

申請前に、申請に係る住宅の建築に着工していないことを誓約します。

○着工予定日 _____年 ____月 ____日

○確認済証の交付年月日 _____年 ____月 ____日
(確認不要物件については、建築工事届第二面記載の工事着手予定年月日)

※申請が遅れた場合は以下に理由を明記

(建築確認年月日等と長期申請日に1か月以上の乖離がある場合等)

[_____]

申請者又は委任状に記載されている代理者

住所

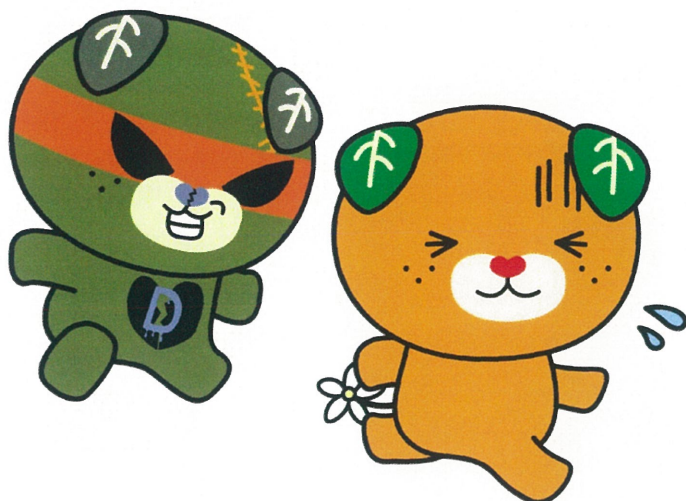
氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

_____ 印

※直筆での署名は押印を省略することができる。

※長期優良住宅の認定申請は着工前に行い、着工を行った後は認定申請ができません。なお、着工の考え方は建築基準法の取り扱いに準じます。

長期優良住宅 の認定申請



申請前に 着工していませんか？

着工後の申請はできません！！

※着工の考え方は建築基準法の取り扱いに準じます。

着工していない旨の誓約書の提出や 現場を確認に行く等、確認対応を強化中！！



要注意！

着工日の偽装等が発覚した場合、認定後でも認定の取り消しを行います！

認定計画に基づく建築を

お問い合わせ先

愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課

TEL : 089-912-2760 長期優良住宅担当まで